**○総務省告示第百三十五号**

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和八年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。<br>一　地方職員共済組合　千分の〇・八五<br>二　公立学校共済組合　千分の一・一二<br>三　警察共済組合　千分の〇・六五<br>四　東京都職員共済組合　千分の〇・九四<br>五　指定都市職員共済組合　千分の〇・八二<br>六　市町村職員共済組合　千分の〇・八二<br>七　都市職員共済組合　千分の〇・八二 | 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和七年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。<br>一　地方職員共済組合　千分の〇・九一<br>二　公立学校共済組合　千分の一・三二<br>三　警察共済組合　千分の〇・六一<br>四　東京都職員共済組合　千分の一・〇四<br>五　指定都市職員共済組合　千分の〇・八七<br>六　市町村職員共済組合　千分の〇・八七<br>七　都市職員共済組合　千分の〇・八七 |

**○総務省告示第百三十六号**

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和七年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率　千分の五十・五

**○総務省告示第百三十七号**

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和二年総務省告示第九十八号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

千分の〇・〇五

**○総務省告示第百三十八号**

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの<br>［一～七　略］ | ［同上］<br>［一～七　同上］ |